

〔措置法第70条の2の3（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）関係〕

（用語の定義）

70の2の3—1 この措置法第70条の2の3関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 結婚・子育て資金、結婚・子育て資金管理契約、結婚・子育て資金非課税申告書、非課税拋出額、結婚・子育て資金支出額又は取扱金融機関 措置法第70条の2の3第2項に規定する結婚・子育て資金、結婚・子育て資金管理契約、結婚・子育て資金非課税申告書、非課税拋出額、結婚・子育て資金支出額又は取扱金融機関をいう。
- (2) 追加結婚・子育て資金非課税申告書 措置法第70条の2の3第4項に規定する追加結婚・子育て資金非課税申告書をいう。
- (3) 結婚・子育て資金非課税取消申告書 措置法令第40条の4の4第27項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書をいう。
- (4) 結婚・子育て資金非課税廃止申告書 措置法令第40条の4の4第30項に規定する結婚・子育て資金非課税廃止申告書をいう。
- (5) 結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書 措置法令第40条の4の4第34項に規定する結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書をいう。

（新設）

（説明）

平成27年度税制改正において、「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」（措置法第70条の2の3）が創設された。本通達は、措置法第70条の2の3関係の通達の中で使用される語句について、簡略化した語句を使用できるように最初にまとめて定義したものである。

(外国国籍を有する者等に係る措置法第70条の2の3の適用)

70の2の3—2 外国国籍を有する者又は相続税法の施行地に住所を有しない者であっても、措置法第70条の2の3第1項の適用要件を満たす場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。

(新設)

(説明)

措置法第70条の2の3第1項の規定の適用を受ける場合には、受贈者は、結婚・子育て資金管理契約を締結する日において、20歳以上50歳未満であり、かつ、直系尊属である贈与者から信託受益権又は金銭等の贈与等を受ける必要があるが、国籍や住所に制限は設けられていないことから、外国国籍を有する者や相続税法の施行地に住所を有しない者であっても同条の規定の適用を受けることができる。本通達はこのことを留意的に明らかにした。

なお、贈与税の無制限納税義務者（相続税法第1条の4第1項第1号又は第2号（贈与税の納税義務者）に掲げる者をいう。）であることが要件とされている措置法第70条の2（直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）とは、この点において要件が異なっていることに留意が必要である。

また、結婚・子育て資金管理契約を締結できる金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるものは相続税法の施行地にあるものに限られることにも留意が必要である。

(直系尊属の範囲)

70の2の3—3 措置法第70条の2の3第1項に規定する直系尊属の範囲については、70の2—1を準用する。

(新設)

(説明)

受贈者が、措置法第70条の2の3第1項の規定の適用を受けるためには、直系尊属である贈与者から信託受益権又は金銭等の贈与を受ける必要がある(措法70の2の3①)。

また、措置法第70条の2第1項の規定の適用を受ける場合も同様に直系尊属である贈与者からの贈与に限られている。この場合の直系尊属とは、民法の考え方に即して解するのが相当であることから、70の2—1において該当しない例を示して留意的に明らかにしている。本通達においては、措置法第70条の2の3第1項に規定する直系尊属の範囲は、70の2—1を準用することを留意的に明らかにした。

(参考) イメージ図

直系尊属の範囲

(直系尊属の範囲)

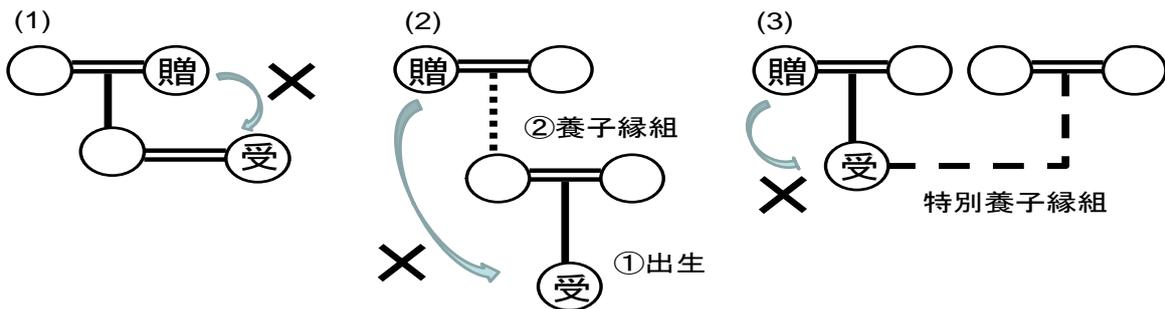
70の2-1 措置法第70条の2第1項に規定する直系尊属には、同条第2項第1号に規定する特定受贈者(以下70の2-14までにおいて「特定受贈者」という。)の養親及び当該養親の直系尊属は含まれるが、例えば、次に掲げるものは含まれないことに留意する。

(1) 当該特定受贈者の配偶者の直系尊属(民法第727条((縁組による親族関係の発生))に規定する親族関係がある場合を除く。(2)において同じ。)

(2) 当該特定受贈者の父母が養子の縁組による養子となっている場合において、当該特定受贈者が当該養子の縁組前に出生した子である場合の当該父母の養親及びその養親の直系尊属

(3) 当該特定受贈者が民法第817条の2第1項((特別養子縁組の成立))に規定する特別養子縁組による養子である場合のその実方の父母及び実方の直系尊属

(注) 養親及び当該養親の直系尊属から措置法第70条の2第1項に規定する住宅取得等資金を贈与により取得した場合において、当該贈与の時に民法第727条に規定する親族関係がないときは、措置法第70条の2第1項の規定の適用はないことに留意する。



(追加結婚・子育て資金非課税申告書を提出することができない取扱金融機関の営業所等に追加結婚・子育て資金非課税申告書が提出された場合におけるその申告書の効力)

70の2の3—4 措置法第70条の2の3第4項の規定に反して、既に結婚・子育て資金非課税申告書を提出した取扱金融機関の営業所等(措置法第70条の2の3第1項に規定する営業所等をいう。以下70の2の3—12までにおいて同じ。)以外の取扱金融機関の営業所等に提出された追加結婚・子育て資金非課税申告書は、その効力を有しないことに留意する。

(注)1 措置法第70条の2の3第4項の規定により効力を有しない追加結婚・子育て資金非課税申告書に該当するかどうかの判定は、結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書の取扱金融機関の営業所等における受理日付(70の2の3—6((郵便等により結婚・子育て資金非課税申告書等の提出があった場合))の適用があった場合には通信日付印により表示された日)の早い順に行うことに留意する。

2 上記によりその効力を有しないこととなった追加結婚・子育て資金非課税申告書に措置法第70条の2の3第1項の規定の適用を受けるものとして記載された金額については同項の規定の適用はないことに留意する。

(新設)

(説明)

措置法第70条の2の3第4項においては、「受贈者が既に結婚・子育て資金非課税申告書を提出している場合(当該結婚・子育て資金非課税申告書に記載された金額が1,000万円に満たない場合に限る。)において、当該結婚・子育て資金非課税申告書に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき、当該受贈者が新たにその直系尊属の行為により信託受益権を取得したとき、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をしたとき又はその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入したときは、当該受贈者は、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について第1項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書(次項及び第6項において「追加結婚・子育て資金非課税申告書」という。)を当該結婚・子育て資金非課税申告書を提出した取扱金融機関の営業所等を経由し、新たに信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、第1項の規定の適用を受けることができる。」と規定されている。

ところで、例えば、A銀行甲支店に結婚・子育て資金非課税申告書を提出し、その後、A銀行乙支店に追加結婚・子育て資金非課税申告書を提出した場合やB銀行甲支店に追加結婚・子育て資金非課税申告書を提出した場合にはこれらの提出された追加結婚・子育て資金非課税申告書はその後どのように取り扱われるか疑義があるところであるが、上記の規定においては、追加結婚・子育て資金非課税申告書を提出して非課税の適用を受けることができる前提要件として「結婚・子育て資金非課税申告書に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき・・・追加結婚・子育て資金非課税申告書を当該結婚・子育て資金非課税申告書を提出した取扱金融機関の営業所等を経由し、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、第1項の規定の適用を受けることができる。」こととされていることから、(当初提出された)結婚・子育て資金非課税申告書に係る結婚・子育て資金管理契約に基づかず、新たにその直系尊属の行為により信託受益権を取得し、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をし又はその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入し、当該結婚・子育て資金非課税申告書を提出した取扱金融機関の営業所等以外の取扱金融機関の営業所等に提出された追加結婚・子育て資金非課税申告書は効力を有しないこととなる。本通達はこのことを留意的に明らかにした。

ただし、当該提出された結婚・子育て資金非課税申告書に係る結婚・子育て資金管理契約に基づく事務が移管された場合において、移管先の取扱金融機関の営業所等に当該結婚・子育て資金管理契約に係る追加結婚・子育て資金非課税申告書が提出されたときは、この限りでない。

また、(注)1においては、措置法第70条の2の3第4項の規定に従った有効な追加結婚・子育て資金非課税申告書に該当するためには、追加結婚・子育て資金非課税申告書が提出される前に結婚・子育て資金非課税申告書が提出されている必要があることから、その提出の先後関係が重要となる。その先後関係の判定は、結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書の取扱金融機関の営業所等における受理日付(70の2の3—6((郵便等により結婚・子育て資金非課税申告書等の提出があった場合))の適用があった場合には通信日付印により表示された日)の早い順で行うことを留意的

に明らかにした。

さらに、(注) 2 においては、その効力を有しないこととなった追加結婚・子育て資金非課税申告書に措置法第70条の2の3第1項の規定の適用を受けるものとして記載された金額については同項の規定の適用はない（したがって贈与税の課税価格に算入される）ことを留意的に明らかにした。

(結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に記載された非課税拠出額が1,000万円を超えていた場合等におけるこれらの申告書の効力)

70の2の3—5 措置法第70条の2の3第6項の規定に反して、提出され又は受理された結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書は、いずれもその効力を有しないことに留意する。

(注) 措置法第70条の2の3第6項の規定により効力を有しない結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に該当するかどうかの判定及びこれらの申告書に同条第1項の規定の適用を受けるものとして記載された金額についての同項の規定の適用については、70の2の3—4((追加結婚・子育て資金非課税申告書を提出することができない取扱金融機関の営業所等に追加結婚・子育て資金非課税申告書が提出された場合におけるその申告書の効力))の(注)にそれぞれ準じて行うことに留意する。

(新設)

(説明)

措置法第70条の2の3第6項においては、「結婚・子育て資金非課税申告書は、受贈者が既に結婚・子育て資金非課税申告書を提出している場合(既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書に係る結婚・子育て資金管理契約が同条第11項第3号に掲げる事由に該当したことにより終了している場合を除く。)には提出することができないものとし、結婚・子育て資金非課税申告書に同条第1項の規定の適用を受けるものとして記載された金額が1,000万円を超えるものである場合又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に係る結婚・子育て資金管理契約について既に受理された結婚・子育て資金非課税申告書及び追加結婚・子育て資金非課税申告書に同項の規定の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額が1,000万円を超えるものである場合には、取扱金融機関の営業所等は、これらの申告書を受理することができない。」と規定されている。

ところで、例えば、次に掲げる場合において、提出(受理)された結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書がどのように取り扱われるか疑義があるところである。

- ① A銀行甲支店に結婚・子育て資金非課税申告書を提出し、その後、同支店やA銀行乙支店又はB銀行甲支店に再度結婚・子育て資金非課税申告書を提出した場合
- ② 結婚・子育て資金非課税申告書に措置法第70条の2の3第1項の規定の適用を受けるものとして記載された金額が1,000万円を超える場合
- ③ 既に提出し、受理された結婚・子育て資金非課税申告書に記載された金額及び追加結婚・子育て資金非課税申告書に同項の規定の適用を受けるものとして記載された金額(合計額)が1,000万円を超える場合

同条第6項においては、結婚・子育て資金非課税申告書は、受贈者が既に結婚・子育て資金非課税申告書を提出している場合(既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書に係る結婚・子育て資金管理契約が同条第11項第3号に掲げる事由に該当したことにより終了している場合を除く。)には提出することができないこととされ、結婚・子育て資金非課税申告書に同条第1項の規定の適用を受けるものとして記載された金額が1,000万円を超えるものである場合又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に係る結婚・子育て資金管理契約について既に受理された結婚・子育て資金非課税申告書及び追加結婚・子育て資金非課税申告書に同項の規定の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額が1,000万円を超えるものである場合には、取扱金融機関の営業所等は、これらの申告書を受理することができないこととされていることから、上記の例のように提出又は受理された結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書はこの規定に反することとなり効力を有しないこととなる。本通達はこのことを留意的に明らかにした。

また、(注)においては、措置法第70条の2の3第6項の規定に反するかどうかの判定及びこれらの申告書に同条第1項の規定の適用を受けるものとして記載された金額についての同項の規定の適用については、70の2の3—4の(注)に準じて行うことを留意的に明らかにした。

(郵便等により結婚・子育て資金非課税申告書等の提出があった場合)

70の2の3—6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下70の2の3—6において「信書便」という。)により取扱金融機関の営業所等に結婚・子育て資金非課税申告書、追加結婚・子育て資金非課税申告書、結婚・子育て資金非課税取消申告書、結婚・子育て資金非課税廃止申告書又は結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書(以下70の2の3—6において「結婚・子育て資金非課税申告書等」という。)の提出があった場合には、当該結婚・子育て資金非課税申告書等はその発信日(郵便物又は同条第3項に規定する信書便物(以下70の2の3—6において「信書便物」という。)の通信日付印により表示された日)に受理されたものとする。

(注)1 取扱金融機関の営業所等の長は、郵便又は信書便による結婚・子育て資金非課税申告書等を受理した場合には、当該結婚・子育て資金非課税申告書等に当該営業所等における受理日付印のほか、郵便又は信書便によって受理した旨及びその郵便物又は信書便物の通信日付印の日付を付記するものとする。

2 措置法第70条の2の3第7項に規定する領収書等が郵便又は信書便により提出された場合については、上記に準じて取り扱って差し支えない。

(新設)

(説明)

結婚・子育て資金非課税申告書等は、取扱金融機関の営業所等を経由して納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされており、結婚・子育て資金非課税申告書等が取扱金融機関の営業所等に受理された場合には、その時点で納税地の所轄税務署長に提出があったものとみなされることとされている(措法70の2の3⑤、措令40の4の4⑳、㉑、㉒)。本通達は、取扱金融機関の営業所等への提出が郵便又は信書便によるものであるときは、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日において取扱金融機関の営業所等に受理されたものとするを明らかにした。

したがって、(注)1においては、取扱金融機関の営業所等においては、実際の受理日付のほか郵便物又は信書便物の発信日付も付記する必要があることとした。

また、(注)2においては、措置法第70条の2の3第7項に規定する領収書等が郵便又は信書便により提出された場合については、上記の結婚・子育て資金非課税申告書等が郵便又は信書便で提出された場合の取扱いに準じて取り扱って差し支えないこととした。

なお、本通達は、70の2の3—4又は70の2の3—5の効力を有しない結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書の判定にも適用されることに留意する。

(措置法第70条の2の3第1項の規定により贈与税の課税価格に算入されない価額)

70の2の3—7 措置法第70条の2の3第1項の規定により贈与税の課税価格に算入されない価額は、同条第3項又は第4項の期限までに提出された結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に係る非課税抛出額(1,000万円までの金額に限る。)の範囲内の金額であり、かつ、措置法令第40条の4の4第4項又は第5項の要件を満たした部分の金額に限られることに留意する。

(注)1 措置法第70条の2の3第10項に規定する贈与者(以下70の2の3—11まで「贈与者」という。)が2以上ある場合の贈与者ごとの贈与税の課税価格に算入されない価額の判定は、受贈者が結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に贈与者ごとに同条第1項の適用を受けるものとして記載した金額により行うことに留意する。

2 贈与により取得した措置法第70条の2の3第1項に規定する信託受益権又は同項に規定する金銭等のうち上記により贈与税の課税価格に算入されない価額に該当しない価額については、贈与税の課税価格に算入されるのであるが、受贈者が当該贈与税に係る贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合には、当該算入される価額のうち当該贈与者から取得した部分について相続時精算課税が適用され、相続時精算課税適用者でない場合には、相続時精算課税の適用要件を満たしていれば当該部分について相続時精算課税を選択できることに留意する。

(新設)

(説明)

措置法第70条の2の3第3項又は第4項においては、同条第1項の規定は結婚・子育て資金非課税申告書(又は追加結婚・子育て資金非課税申告書)を、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに提出した場合に限り適用することとされており、また、同条第6項においては、結婚・子育て資金非課税申告書に同条第1項の規定の適用を受けるものとして記載された金額が1,000万円を超えるものである場合又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に係る結婚・子育て資金管理契約について既に受理された結婚・子育て資金非課税申告書及び追加結婚・子育て資金非課税申告書に同条第1項の規定の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額が1,000万円を超えるものである場合には、取扱金融機関の営業所等は、これらの申告書を受理することができないこととされている。

したがって、同条第1項の規定により贈与税の課税価格に算入されない価額は、同条第3項又は第4項の期限までに提出された結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に係る非課税抛出額(1,000万円までの金額に限る。)の範囲内に限られることとなる。本通達ではそのことを留意的に明らかにした。

また、措置法令第40条の4の4第4項においては、措置法第70条の2の3第1項の規定の適用を受ける受贈者が、贈与による金銭又は金銭等の取得後2月以内に、結婚・子育て資金管理契約に基づき、その金銭を預金若しくは貯金として預入れをし、又はその金銭等で当該有価証券を購入しなければならないこととされ、措置法令第40条の4の4第5項においては、措置法第70条の2の3第1項の規定の適用を受ける受贈者が、贈与による措置法令第40条の4の4第2項に規定する受益証券の取得後2月以内に、その受益証券をその受益証券の保管の委託がされている口座から結婚・子育て資金管理契約に基づき有価証券の保管の委託をする口座へ移管をした場合には、その移管を有価証券の購入とみなし、措置法第70条の2の3の規定を適用することとされている。本通達では、これらの規定に基づかない部分があった場合には、これらの規定に基づく部分のみが措置法第70条の2の3第1項の規定の適用となることを留意的に明らかにした。

(注)1においては、贈与者が2以上ある場合における贈与者ごとの贈与税の課税価格に算入されない価額の判定は、受贈者が結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に贈与者ごとに措置法第70条の2の3第1項の適用を受けるものとして記載した金額に基づいて行うことを留意的に明らかにした。

(注)2においては、贈与税の課税価格に算入される価額がある場合に、受贈者がその贈与税に係る贈与者に係る相続時精算課税適用者であるときには、その算入される価額のうちその贈与者から取得した部分について相続時精算課税が適用され、相続時精算課税適用者でないときには、相続時精算課税の適用要件を満たしていればその部分について相続時精算課税を選択できることを留意的に明らかにした。

(領収書等に記載された金額が外国通貨により表示されている場合の邦貨換算)

70の2の3—8 取扱金融機関の営業所等は、措置法第70条の2の3第7項の規定により提出された同項に規定する領収書等に記載された金額が外国通貨により表示されている場合には、当該取扱金融機関の営業所等が確認した当該領収書等に記載された支払の年月日における最終の為替相場(取扱金融機関などの金融機関が公表する対顧客直物電信売相場をいう。また、同日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い日の当該相場とする。)により邦貨換算を行い同条第8項の記録を行うこととする。

(注) 当該取扱金融機関の営業所等が当該最終の為替相場を確認できない場合には、領収書等に記載された支払の年月日における最終の為替相場(取扱金融機関などの金融機関が公表する対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値をいう。また、同日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い日の当該相場とする。)によっても差し支えない。

(新設)

(説明)

措置法第70条の2の3第8項において、「取扱金融機関の営業所等は、前項の規定により受贈者から提出を受けた領収書等により払い出した金銭が結婚・子育て資金の支払に充てられたことを確認し、当該領収書等に記載された支払の金額及び年月日について記録をし、かつ、当該領収書等を受領した日から当該受贈者に係る結婚・子育て資金管理契約が終了した日の属する年の翌年3月15日後6年を経過する日までの間、財務省令で定める方法により当該領収書等及び当該記録(第10項第3号の規定による記録を含む。)を保存しなければならない。」と規定されている。

(注) 領収書等とは、同条第7項において「結婚・子育て資金の支払の事実を証するもの」と定義されている。

取扱金融機関の営業所等は、領収書等に記載された①支払の金額及び②支払の年月日を記録しなければならないこととされている。しかしながら、その記載された金額が外貨建てである場合には、どのように記録するかが法令上明確でなく、円建ての結婚・子育て資金の支払も混在し得ることや、最終的には、日本の贈与税の課税価格を算出するためのものであることに鑑みると、外貨建てで記録することを法が予定しているとも考えられない。したがって、外貨建ての支払金額を円に換算し記録する必要がある、その場合に①いつの時点の為替レートを使うのか、また、②どのような為替レートを使うべきかとのという問題がある。

①については、法は領収書等に記載された日を記録することとしており、また、通常実際に支払われた日が領収書等に記載されると考えられることから、領収書等に記載された日の為替レートを使うと解釈するのが適当である。

②については、受贈者から見れば、円を外貨に交換して支払うことになるので対顧客直物電信売相場(TTS)を採用することとした。

(注) 昭和39年4月25日直資5-6ほか1課共同「財産評価基本通達」4-3((邦貨換算))における外貨建て債務を邦貨換算する場合のレートもこの取扱いと同様にTTSを採用している。

また、通達の(注)においては、措置法第70条の2の3第8項に規定する結婚・子育て資金支出額の記録を行う取扱金融機関の営業所等において、例えば外貨を取り扱っていない場合には、実務的には納税者から領収書等に記載された日のTTSが分かる書類の提出を求め、そのTTSに基づき結婚・子育て資金支出額を記録することになるのであるが、当該TTSを確認できない場合も考えられるため、納税者及び取扱金融機関の営業所等の利便性を考慮し、対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値(TTM)によっても差し支えないこととした。

(結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等)

70の2の3—9 贈与者が措置法第70条の2の3第1項の規定の適用に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき信託をした日、同項の規定の適用に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき預金若しくは貯金をするための金銭の書面による贈与をした日又は同項の規定の適用に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日からこれらの結婚・子育て資金管理契約の終了の日までの間に、当該贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係は、次のとおりとなることに留意する。

- (1) 当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日において非課税抛出资额から結婚・子育て資金支出額(同条第16項の規定による訂正があった場合には、その訂正後のものとし、同条第2項第1号イに掲げる結婚に際して支出する費用については、300万円を限度とする。以下70の2の3—10までにおいて同じ。)を控除した残額(以下「管理残額」という。)を当該贈与者から相続(当該受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈。以下70の2の3—9において同じ。)により取得したものとみなして、相続税法その他の相続税に関する法令の規定を適用する。この場合において、管理残額は、次の算式により算出した金額である。

$$\left[\begin{array}{l} \text{贈与者が死亡した日における} \\ \text{結婚・子育て資金管理契約に} \\ \text{係る非課税抛出资额} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{贈与者が死亡した日における結} \\ \text{婚・子育て資金管理契約に係る} \\ \text{結婚・子育て資金支出額(注1)} \end{array} \right]$$

×
$$\frac{\text{死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち} \\ \text{措置法第70条の2の3第1項の規定の適用を受け、贈与税} \\ \text{の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額}}{\text{非課税抛出资额(注2)}}$$

- (注) 1 措置法令第40条の4の4第19項後段の規定による訂正があった場合には、その訂正後の金額とし、当該贈与者の死亡の日前に措置法第70条の2の3第10項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた金額がある場合には、当該みなされた金額を含むことに留意する。
2 当該贈与者の死亡の日前に死亡した他の贈与者がある場合には、当該非課税抛出资额から当該他の贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等のうち措置法第70条の2の3第1項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となることに留意する。

- (2) 当該贈与者が結婚・子育て資金管理契約に係る贈与と同年中に死亡したときであっても、同条第1項の規定の適用を受け贈与税の課税価格に算入しなかった金額については、相続税法第19条第1項、同法第21条の15第1項又は同法第21条の16第1項の規定の適用がない。
(3) 管理残額を相続により取得したものとみなされる場合における相続税法第18条(相続税額の加算)の規定の適用により受贈者に係る相続税額に加算する金額の計算については、次に掲げる算式により行う。

$$\text{受贈者に係る相続税額に} \\ \text{加算する金額} = \left[\begin{array}{l} \text{受贈者に係る相続税} \\ \text{法第17条の規定に} \\ \text{より算出した相続税額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{管理残額に対応} \\ \text{する相続税額(注)} \end{array} \right] \times \frac{20}{100}$$

- (注) 管理残額に対応する相続税額は、次の算式により算出する。
受贈者に係る相続税法第17条の規定により算出した相続税額 × A / B
A = 管理残額
B = 当該受贈者の相続税の課税価格
A / Bの割合が1を超える場合には、1とする。

(4) 当該贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者（当該受贈者が当該贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合を除く。）については、相続税法第19条の規定の適用がない。

(新設)

(説明)

1 70の2の3-9(1)は、措置法第70条の2の3第10項に規定する贈与者が、同条第1項の規定の適用に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき信託をした日、同条第1項の規定の適用に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき預金若しくは貯金をするための金銭の書面による贈与をした日又は同項の規定の適用に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日からこれらの結婚・子育て資金管理契約の終了の日までの間に死亡し、同条第10項第2号の規定により当該贈与者に係る受贈者が、当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされる同号に規定する管理残額の計算方法を次のとおり算式をもって示したものである。

$$\left[\begin{array}{l} \text{贈与者が死亡した日における} \\ \text{結婚・子育て資金管理契約に} \\ \text{係る非課税抛出资额} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{贈与者が死亡した日における結} \\ \text{婚・子育て資金管理契約に係る} \\ \text{結婚・子育て資金支出額 (注1)} \end{array} \right]$$

$$\times \frac{\text{死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち} \\ \text{措置法第70条の2の3第1項の規定の適用を受け、贈与税} \\ \text{の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額}}{\text{非課税抛出资额 (注2)}} = \text{管理残額}$$

- (注) 1 措置法令第40条の4の4第19項後段の規定による訂正があった場合には、その訂正後の金額とし、当該贈与者の死亡の日前に措置法第70条の2の3第10項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた金額がある場合には、当該みなされた金額を含むことに留意する。
- 2 当該贈与者の死亡の日前に死亡した他の贈与者がある場合には、当該非課税抛出资额から当該他の贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等のうち措置法第70条の2の3第1項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となることに留意する。

【計算例】

Aから300万円、Bから200万円、Cから500万円の贈与を受け、措置法第70条の2の3第1項の規定の適用を受けていた場合

	非課税抛出资额		
× 1年 贈与	Aからの抛出资额 (300万円)	Bからの抛出资额 (200万円)	Cからの抛出资额 (500万円)
× 2年 結婚・子育て 資金支出額 200万円	(注: 200万円はAからの抛出资额から控除)		
× 3年 A死亡	結婚・子育て資金 支出額 (200万円)	管理残額 (240万円)	残額 (560万円)

$$[1,000 \text{ 万円} - 200 \text{ 万円}] \times \frac{300 \text{ 万円}}{1,000 \text{ 万円}} = 240 \text{ 万円} \cdots \text{Aの死亡に係る管理残額}$$

× 4年 B死亡

結婚・子育て資金 支出額 (440 万円※)	管理残額 (160 万円)	残額 (560 万円)
---------------------------	------------------	----------------

※440 万円の内 240 万円は、Aの死亡に係る管理残額

$$[1,000 \text{ 万円} - 200 \text{ 万円} - 240 \text{ 万円}] \times \frac{200 \text{ 万円}}{1,000 \text{ 万円} - 300 \text{ 万円}} = 160 \text{ 万円} \cdots \text{Bの死亡に係る管理残額}$$

2 措置法令第40条の4の4第21項の規定により、贈与者が結婚・子育て資金管理契約に基づき信託をした日又は結婚・子育て資金管理契約に基づき預金若しくは貯金の預入若しくは有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日からこれらの結婚・子育て資金契約の終了の日までの間に当該贈与者が死亡した場合において、当該贈与者に係る受贈者が措置法第70条の2の3第1項の規定の適用を受けたときは、当該受贈者が当該信託又は当該贈与により取得をした信託受益権又は金銭等の価額（同項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額に限る。）については、相続税法第19条第1項の規定は、適用しないこととされている。

また、措置法第70条の2の3第1項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しない金銭等の価額については、贈与税の課税価格に算入されないことから相続税法第21条の9第3項の規定の適用を受ける財産とは成りえず、当該受贈者が相続税法第21条の9第5項に規定する相続時精算課税適用者に該当し、当該贈与者が同項に規定する特定贈与者に該当する場合において、当該贈与者が死亡したときであっても、相続時精算課税の適用対象とはならない。

70の2の3-9(2)は、当該贈与者が結婚・子育て資金管理契約に係る贈与と同年中に死亡したときであっても、当該贈与者に係る受贈者が措置法第70条の2の3第1項の規定の適用を受けたときは、相続税法第19条第1項、同法第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定の適用がないことを留意的に明らかにしたものである。

3 措置法第70条の2の3第10項第2号の規定により、管理残額を相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合には、当該管理残額に対応する相続税額については、相続税法第18条の規定による相続税額の2割加算の計算上同法第17条の規定により算出した相続税額から控除することとされている。

70の2の3-9(3)は、管理残額を相続により取得したものとみなされる場合における同条の規定の適用により受贈者に係る相続税額に加算する金額の計算方法を算式をもって示したものである。

4 管理残額を贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合において、当該贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者（当該受贈者が当該贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合を除く。）については、当該贈与者の相続開始前3年以内に当該贈与者から贈与により財産を取得していたとしても、当該贈与により取得した財産については、相続税法第19条の規定の適用がなく、相続税の課税価格に加算しないこととされている。70の2の3-9(4)は、そのことを留意的に明らかにしたものである。

したがって、管理残額を贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合において、当該贈与者から相続又は遺贈により管理残高以外の財産を取得した受贈者（当該受贈者が当該贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合を含む。）は、当該贈与者の相続開始前3年以内に当該贈与者から贈与により取得した財産については、相続税法第19条の規定により、相続税の課税価格に加算されることとなる。

(結婚・子育て資金管理契約が終了した場合の贈与税の課税関係等)

70の2の3—10 措置法第70条の2の3第11項の規定により結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において、非課税抛出资额から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があるときの当該残額に係る贈与税の課税関係は、次の表のとおりとなることに留意する。

終了事由	贈与税の課税関係	
	課税価格への算入の有無	課税方式
(1) 受贈者が50歳に達したこと。 (2) 結婚・子育て資金管理契約に係る信託財産の価額、預金若しくは貯金の額又は有価証券の価額が零となった場合において、受贈者と取扱金融機関との間で当該結婚・子育て資金管理契約を終了させる合意があったこと。	有(注1)	暦年課税又は相続時精算課税(注2)
(3) 受贈者が死亡したこと。	無(注3)	

(注) 1 生存贈与者(結婚・子育て資金管理契約の終了の日において生存している贈与者をいう。)が2以上ある場合には、当該残額に次の割合を乗じて算出した金額をそれぞれの生存贈与者から贈与により取得したものとみなされることに留意する。

各生存贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

※非課税抛出资额

- ※ 当該結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者がある場合には、当該非課税抛出资额から当該死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となることに留意する。
- 2 受贈者が贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合には、当該贈与者から取得したとみなされた価額について相続時精算課税が適用され、相続時精算課税適用者でない場合には、相続時精算課税の適用要件を満たしていれば当該価額について相続時精算課税を選択できることに留意する。
- 3 措置法第70条の2の3第11項第2号に掲げる事由により結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、同号に定める日において当該残額があるときであっても当該残額については贈与税の課税価格に算入されないことに留意する。

(新設)

(説明)

措置法第70条の2の3第11項では、①受贈者が50歳に達したこと又は②結婚・子育て資金管理契約に係る信託財産の価額、預金若しくは貯金の額、有価証券の価額が零となった場合において、受贈者が取扱金融機関との間で当該結婚・子育て資金管理契約を終了させる合意があったことにより、結婚・子育て資金管理契約が終了した場合においてその結婚・子育て資金管理契約に係る非課税抛出资额から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があるときは、当該残額については、当該結婚・子育て資金管理契約に係る受贈者の①又は②に該当する日の属する年の贈与税の課税価格に算入すると規定されている。また、措置法令第40条の4の4第25項では、残額は贈与者から当該結婚・子育て資金管理契約終了の時において贈与により取得したものとみなされることとされている。

なお、措置法第70条の2の3第13項では、受贈者が死亡したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、当該結婚・子育て資金管理契約に係る非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、贈与税の課税価格に算入しないと規定されている。本通達では、結婚・子育て資金管理契約が終了した場合の贈与税の課税関係等について、結婚・子育て資金管理契約の終了事由による終了時の贈与税の課税価格への算入の有無及び課税方式を表により留意的に明らかにした。

(注) 1においては、措置法令第40条の4の4第25項第2号の規定により、贈与者が2人以上いる場合には、当該残額に次の割合を乗じて算出した金額を当該贈与者からそれぞれ取得したものとみなされることを留意的に明らかにした。

各生存贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち贈与
税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

非課税拋出額※

※ 結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者がある場合には、非課税拋出額から当該死亡した贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等のうち措置法第70条の2の3第1項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となる。

(注) 2においては、受贈者が贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合には、当該贈与者から取得したとみなされた価額について相続時精算課税が適用され、相続時精算課税適用者でない場合には、相続時精算課税の適用要件を満たしていれば当該価額について相続時精算課税を選択できることを留意的に明らかにした。

(注) 3においては、受贈者が死亡したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、その死亡した日において当該残額があるときであっても当該残額については贈与税の課税価格に算入されないことを留意的に明らかにした。

(結婚・子育て資金管理契約が終了した後に贈与者が死亡した場合の相続税法第19条等の適用)

70の2の3—11 措置法第70条の2の3第11項第1号又は第3号に掲げる事由により結婚・子育て資金管理契約が終了し同条第12項の規定の適用により贈与税の課税価格に算入すべき価額がある場合において、当該贈与税に係る贈与者が死亡したときは、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の計算において、当該課税価格に算入すべき価額は、相続税法第19条第1項、同法第21条の15第1項又は同法第21条の16第1項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されることに留意する。

なお、措置法第70条の2の3第11項第1号又は第3号に掲げる事由により結婚・子育て資金管理契約が終了し、同条第1項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入されなかった価額がある場合において、当該贈与者が死亡したときの当該算入されなかった価額は、相続税法第19条第1項、同法第21条の15第1項又は同法第21条の16第1項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されないことに留意する。

(注) 相続税法第19条第1項、同法第21条の15第1項又は同法第21条の16第1項の規定の適用により贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されることとなるのは、これらの規定の適用要件を満たす場合に限られることに留意する。

(新設)

(説明)

相続税法第19条第1項においては、「相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続の開始前3年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、当該贈与により取得した財産(第21条の2第1項から第3項まで、第21条の3及び第21条の4の規定により当該取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるもの(特定贈与財産を除く。))に限る。)の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなし・・・」と規定されている。

また、相続税法第21条の15第1項においては、「特定贈与者から贈与により取得した財産で同法第21条の9第3項の規定の適用を受けるものの価額を相続税の課税価格に加算した価額をもって相続税の課税価格とする。」規定され、同法第21条の16第1項においては、「特定贈与者から贈与により取得した財産で同法第21条の9第3項の規定の適用を受けるものを当該特定贈与者から相続により取得したものとみなして同法第2章第1節の規定を適用する。」と規定されている。したがって、措置法第70条の2の3第12項の規定により贈与税の課税価格に算入される同項の残額については、当然に相続税法第19条第1項及び第21条の9第3項の規定の適用対象になり得る。本通達はこのことを留意的に明らかにした。

なお、(注)においては、当該残額が、相続税法第19条第1項、同法第21条の15第1項又は同法第21条の16第1項の規定の適用により贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されることとなるのは、当然にこれらの規定の適用要件を満たす場合に限られることを留意的に示した。

(結婚・子育て資金管理契約に基づく事務を取り扱う取扱金融機関の営業所等の移管が可能な取扱金融機関の営業所等)

70の2の3—12 措置法令第40条の4の4第33項の規定により結婚・子育て資金管理契約に基づく事務の移管が可能な取扱金融機関の営業所等は、同一の取扱金融機関内の営業所等に限られることに留意する。

(新設)

(説明)

措置法令第40条の4の4第33項においては、「結婚・子育て資金非課税申告書を提出した受贈者が、その提出後、当該結婚・子育て資金非課税申告書に係る結婚・子育て資金管理契約に基づく事務を取り扱う取扱金融機関の営業所等に対して当該事務の全部を移管前の営業所等以外の営業所等に移管すべきことを依頼し、かつ、その移管があつた場合には、当該受贈者は、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、移管前の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。」と規定されており、この場合の事務の移管が可能な取扱金融機関の営業所等は、同一の取扱金融機関内の他の営業所等に限られることを留意的に明らかにした。